

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年9月17日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項に基づき、「(仮称)古川町共同住宅計画」に係る条例見解書の縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番1号 名 称 ナイス株式会社 代表者 代表取締役社長 平田恒一郎
	指定開発行為の名称	(仮称)古川町共同住宅計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区古川町87番地及び97番地-1 (開発区域面積:約6,793㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	延べ面積:約16,331㎡、階数:地上5階、最高高さ:15.95㎡、 計画戸数:197戸、計画人口:591人
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成20年10月 完了予定:平成22年 1月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成20年 9月17日(水)から 平成20年10月16日(木)まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	幸区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm